

平成29年度 大館市住宅リフォーム支援事業Q&A集

1. 補助対象者に関すること

Q1-1 申請書にある「申請者」は誰を指すのですか？

リフォーム工事を行う住宅の居住者か所有者で工事請負者（施工者）との工事請負契約を取り交わされる方になります。

また、補助金は、その申請者の方に交付されますので工事請負者（施工者）が申請者となることや補助金を受け取ることはできません。

Q1-2 市内に住んでいれば誰でも申請できますか？

大館市に住民登録をしている方で市税、国民健康保険税等の滞納が無い方に限ります。

ただし、大館市外にお住まいのかたでUターン等で大館市に転入される方については、申請できる場合もありますので都市計画課建築指導係までお問い合わせください。

2. 補助対象住宅に関すること

Q2-1 別荘の増改築・リフォーム工事は補助対象となりますか？

補助対象となりません。

Q2-2 アパート、**長屋**の増改築・リフォーム工事は補助対象となりますか？

持ち家でないため補助対象となりません。ただし、アパートや**長屋**に所有者が住んでいる場合、その居住部分（専有部分）は持ち家と同じ扱いとして補助対象とします。

その場合、建物の登記事項証明書等の添付が必要となります。

Q2-3 **併用住宅**の補助対象範囲はどのように判断すればよいですか？

居住部分と店舗や事務所等が併存する併用住宅については、住宅部分の延べ面積が建物全体の延べ面積の1/2以上であることを要件としています。補助対象範囲は基本的に住宅に係る工事を補助対象とします。

したがって、店舗等に係る増改築・リフォーム工事は補助対象となりませんのでご注意ください。なお、建物全体に係る屋根や外壁工事などは補助対象として扱うこととします。

建物の構造や使用形態により明確に区別できない工事については、その工事内容に応じて判断しますので、ご相談ください。

Q2-4 同一敷地内にある別棟の住宅用車庫、物置小屋などの新築・増改築・リフォームも補助対象となりますか？

補助対象となります。

Q2-5 同一敷地内の農業用作業場などの新築・増改築・リフォームも補助対象となりますか？

農業や自営業のための建物は補助対象となりません。

3. 補助対象工事に関すること

Q3-1 補助対象となるリフォーム工事はどのような工事ですか？
別紙（補助対象工事一覧）をご参考ください。補助対象となるか判断しがたい場合は、都市計画課建築指導係までお問い合わせください。
Q3-2 工事契約が複数ある場合、補助対象工事費は？
同時期に施工する複数ある工事費の合計額を補助対象工事費とします。その場合、工事ごとの内容が確認できる書類（契約書と見積書の写し、施工業者一覧）を提出してください。
Q3-3 介護保険制度を利用して住宅改修を行う場合、補助対象となりますか？
補助対象となりますが、介護保険制度で受ける改修対象見込金額（限度額まで）を控除した金額が、リフォーム支援事業の補助対象金額となります。 補助申請の工事に介護保険制度を利用する工事が含まれている場合は、申請書に住宅改修事前申請承認通知書の写しを添付していただくか、その制度の利用を予定していることをお知らせください。（申請時に通知書がない場合は、実績報告時に提出してください。）
Q3-4 大館市合併浄化槽設置整備事業補助金を受ける場合は、補助対象となりますか？
補助対象となりますが、大館市合併浄化槽設置整備事業で受けた補助額分がリフォーム補助の補助対象工事費から減額されます。
Q3-5 補助対象工事で、市内の業者が施工する工事とありますが下請負工事でも市内の業者でなければいけませんか？
下請負工事でも市内に本店を有する法人及び市内に住所を有する個人事業者であることが必要です。下請負工事が市外業者の場合は、その工事額分が補助対象工事費から減額されます。
Q3-6 アルミ製の既製品の玄関風除室やサンルームなどの設置工事は補助対象となりますか？
住宅の一部の増築として補助対象になります。ただし、工事金額が30万円以上で市内業者が施工する工事であることが条件となります。なお、住宅の所在地又は規模により建築確認が必要となる場合もありますので、申請前にご確認ください。
Q3-7 ホームセンター等で販売されている鋼板製の物置・車庫やアルミ製品のカーポートの設置は補助対象となりますか？
補助対象となりません。また、基礎工事や土間工事を含んでも補助対象とはなりません。 なお、建物の大きさやお住いの地域によっては建築確認申請が必要な場合もあります。販売店や施工業者にお問い合わせください。
Q3-8 購入した中古住宅をリフォームする場合、補助対象となりますか？
補助対象となります。 なお、手続きについては、交付申請書の添付書類として対象住宅の売買契約書の写し又は登記事項証明書の写しを追加のうえ提出してください。

Q3-9 住宅以外の建物を住宅に模様替えする場合は補助対象となりますか？
住宅以外の建物又は併用住宅の住宅以外の部分を住宅の用途に模様替えなどの工事を行ない、住宅として利用するものであれば補助対象とします。なお、独立した建物を模様替えする場合、住宅としての機能（通常の居住室、台所、風呂、便所）が備わっていない場合は補助対象となりません。「風呂は母屋を利用」といった場合などは、住宅の機能が備わっていないものと判断されますので注意してください。
Q3-10 自営の工事業者が自主施工により自宅をリフォームする場合は補助対象になりますか？
補助対象となります。ただし、本人の施工手間及び請負契約によらない第三者の工事施工費は補助対象外となり、材料費や外注の工事費が補助対象となります。補助金交付申請書の工事内容欄に自主施工であることを記入し、材料費の見積書と外注工事がある場合は、その見積書と工事請負契約書の写しを添付してください。
Q3-11 家電製品は補助対象外となっていますが、エアコン、FF暖房機、TVアンテナ等の取り付け・調整工事が必要なものも補助対象外となりますか？
家電製品本体の購入費及びその設置に係る工事費は、基本的には補助対象外となります。ただし、リフォーム工事に伴い、これらの家電製品を設置するために必要となる配管や配線工事、灯油タンク設置等の工事は補助対象となります。 また、電話やLAN配線、テレビ受信に係る設備工事（テレビ本体は除く）については、リフォーム工事に伴うものであれば補助対象となります。
Q3-12 蓄熱暖房機の新設や取替えをする場合、補助対象となりますか？
蓄熱暖房機は、リフォーム工事に伴い新設又は更新するもので、配線工事を伴うものであれば補助対象となります。（機器本体のみを購入して設置する場合は対象となりません。）
Q3-13 システムキッチンにIHクッキングヒーターやガスコンロ、食器洗浄機が組み込まれている場合、それらの機器も補助対象となりますか？
IHクッキングヒーターやガスコンロ、食器洗浄機は、ビルトインタイプのものでリフォーム工事に伴う新設や取替であれば補助対象となります。（機器本体のみを購入して設置する場合は対象となりません。）
Q3-14 カーテン、ブラインド、ロールスクリーン等の設置は補助対象ですか？
補助対象となりません。ただし、カーテンレールの取り付けは補助対象となります。
Q3-15 住宅用の井戸を掘りたいのですが、補助対象となりますか？
さく井工事は補助対象となりませんが、揚水ポンプの設置や給水配管工事は補助対象となります。
Q3-16 宅内の舗装工事は補助対象となりますか？
基本的には補助対象となりませんが、配管布設工事の復旧（工事影響幅分）や住宅及び附属建物の工事に必要な解体復旧は補助対象となります。
Q3-17 ウッドデッキ等の設置は補助対象となりますか？

基礎工事や現場施工を伴ない、住宅に固定しているものであれば補助対象となります。
ただし、住宅から離れていたり、完成品を設置するだけのものは補助対象外となります。

4. 申請手続きに関すること

Q4-1 申請の窓口はどこですか？
比内総合支所内の都市計画課を窓口としております。また、県の補助申請書等の書類の県への取り次ぎもっております。
Q4-2 申請書の提出は申請者本人でなければならないですか？
工事業者等の本人以外の方が代理として窓口へ提出されても構いません。しかし、補助金交付申請書の添付書類の中にある債権者登録申請書（個人の銀行口座等を記載）の取り扱いには十分にご注意ください。（封筒を閉じるなど）
Q4-3 申請者と住宅の所有者・居住者が異なる場合の添付書類で、「その関係を証する書類」とはどういう書類を添付すればいいのですか？
申請者と所有者の親子関係がわかる書類として戸籍謄本を添付してください。 なお、親と子が補助対象住宅に同居している場合は、関係を示す書類は不要とします。 また、既に所有者である親又は子がお亡くなりになっており、居住者である申請者に名義を変更する手続きが行われていない場合も不要とします
Q4-4 住宅リフォーム等の工事はいつから着工できますか？
補助金の交付申請をしていただき、書類審査の結果適正と認められた後、工事に着手していただくこととなります。なお、申請前に事前着工された工事は補助対象となりませんのでご注意ください。
Q4-5 リフォーム工事に補助対象外工事が含まれている場合は、契約書等を分ける必要がありますか？
契約書等を分ける必要はありませんが、見積書などで補助対象部分と補助対象外部分がわかるようにしてください。
Q4-6 補助対象外の工事が含まれている場合の補助対象工事費の減額方法は？
例えば、エアコン本体は補助対象外となっているので、減額するときはエアコン本体価格＋取り付け費＋消費税を全体工事費から差し引きます。
Q4-7 工事内容の変更により 工事金額が変わる場合、どうしたらよいですか？
契約金額等の重要な事項を変更する場合は、変更の工事請負契約締結後に補助金変更申請書を提出してください。変更申請書には、変更の工事請負契約書及び変更の見積書の写し、追加工事がある場合はその部分の着工前の写真を添付してください。 また、契約金額に変更がない場合でも、設計図書の変更により工事の内容が大きく変わる場合は、工事内容を確認する必要がありますので、都市計画課建築指導係までお知らせください。変更申請書は都市計画課窓口や大館市ホームページにご用意しております。

Q4-8 交付決定を受けた後に工事を取止めることになりました、どうしたらよいですか？
廃止申請書を提出してください。廃止申請書は都市計画課窓口や大館市ホームページに用意しております。
Q4-9 実績報告書の添付書類として、工事代金の領収証の写しが必要となっていますが、銀行等からの口座振込にした場合でも領収証が必要ですか？
現金払いと同じく印紙を張った領収証の写しが必要です。銀行振込等の振込通知票等は領収証の代わりとしません。
Q4-10 補助の申請をした後に申請者が死亡した場合、どうしたらよいですか？
ご家族のかたが工事請負契約を引き継ぐ場合は、申請者変更の届出をしていただきますので、都市計画課建築指導係までご連絡ください。 工事を取りやめる場合は、Q4-8により廃止申請書を提出してください。
Q4-11 介護保険制度や他の補助制度を利用してリフォームした場合の領収証は、補助対象工事費ごとに作成する必要がありますか？
大館市住宅リフォーム支援事業の実績報告書に添付する領収証については、補助対象工事費別に作成する必要はありません。他の補助制度の規定により作成してください。

5. 新しい補助制度について（平成28年4月1日以降）

Q5-1 平成27年度の補助制度と大きく変わった点は何ですか？
平成27年度まで実施の補助事業に加え、次の新しい補助制度を新設しました。 <ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援（18歳未満の子供がいる世帯への補助率等を上乗せ） ・三世帯同居（子供と親と祖父母等が同居する世帯への補助率等を上乗せ） ・空き家購入後のリフォーム（空き家バンク登録物件のリフォームに補助率等を上乗せ） ・空き家購入後のリフォーム移住型（市外から移住の世帯に補助率等を上乗せ） どれか一つを選択し、申請してください。
Q5-2 新しい補助制度も年度が変われば何回でも申請できますか？
できません。補助金申請は1戸の住宅につき原則として1回限りです。ただし、補助種別の「①一般の補助」については、平成28年度と平成29年度に限り、各年度内に1回、合計2回の補助金の交付申請をすることができます。
Q5-3 以前にリフォーム補助金の交付を受けていますが、新しい補助制度にも申請できますか？
平成27年度までに補助を利用したかたも、利用した回数や工事箇所を問わず利用することができます。ただし、平成28年度に補助を利用した方は、Q5-2によります。
Q5-4 平成28年度に「②子育て支援」の補助を受け、平成29年度に「①一般の補助」を申請することはできますか？
できません。Q5-2にあるとおり、補助金の交付申請ができるのは、1戸の住宅につき原

則として1回限りです。
Q5-5 申請時と世帯構成が変わった場合はどうすればよいですか？
申請時と実績報告書の提出時に申請した補助種別と世帯構成が異なる場合には、変更申請書を提出してください。 例1 夫婦二人暮らしなので「一般の補助」を申請したが、子供が生まれた。 ・補助の種別を「一般の補助」から「子育て世帯」に変更の申請書を提出してください。 例2 息子夫婦と同居世帯なので「一般の補助」を申請したが、孫が生まれた。 ・補助の種別を「一般の補助」から「三世代同居」に変更の申請書を提出してください。
Q5-5 リフォームを機に三世代同居にしたいと考えていますが、申請と直近の住所変更でも「三世代同居」の補助申請は可能ですか？
可能です。交付申請書・実績報告書の提出時に、住民票により三世代が同居していることが確認できれば、補助の条件に適合しているものとします。 ただし、申請の住宅に転居された家族の方は特別な事情がない限りその住宅に居住し続けることが条件となります。 ※申請の直近に世帯構成を変更される場合には、次の事項を確認する場合があります。 ・住宅の平面図（居住する家族の人数との整合性を確認） ・新しく世帯に入った方の前住居の賃貸借契約を解除したことが確認できる書類、または不動産売却等の書類 ・転居後の居住状況の訪問調査 ・浄化槽の処理能力（人槽）も事前に調べてください